

行田市内事業者応援事業実施要綱

(目的)

第1条 この要綱は、地域経済活性化に資する市内事業者応援事業として、公用施設を利用した出店を実施するに当たり、必要な事項を定めるものとする。

(出店の場所)

第2条 出店の場所は、次に掲げる箇所とし、本庁舎の利用者や歩道の通行の妨げにならない部分とする。

- (1) 市役所本庁舎正面玄関の外側の部分のうち北側に当たる部分
- (2) 市役所本庁舎正面玄関正面の市役所本庁舎東側駐車場内車両進入不可の部分

(出店の形態)

第3条 出店の形態は、緊急時等において即時に移動できるものとする。

(出店の時間)

第4条 出店の時間は、市役所開庁日の午前11時から午後2時までとする。

(出店の要件)

第5条 出店者は、出店内容に応じ、食品衛生法（昭和22年法律第233号）の規定による営業許可その他の法令の規定により要する許可を受けていなければならない。

(出店の申込み)

第6条 出店の申込みは、行田市内事業者応援事業申込書（様式第1号）に前条に規定する許可を受けていることを証する書面の写しを添付し、利用日の1週間前までに市長に提出するものとする。

(出店の許可)

第7条 市長は、前条の規定による申込みがあった場合において、当該事業の安全かつ円滑な運営に支障がないと認めるときは、当該申込みをした出店者に対し、行田市内事業者応援事業許可書（様式第2号）を交付する。

2 市長は、前項の規定による許可に際し、当該事業の安全かつ円滑な運営のために必要があると認めるときは、条件を付することができる。

(運用基準)

第8条 出店者は出店に当たり、別記の基準を遵守しなければならない。

(許可の取消し)

第9条 市長は、出店者が次の各号のいずれかに該当するときは、第7条第1項の規定による許可を取り消すことができる。

- (1) 第5条に規定にする許可の取消しを受けたとき。
- (2) 第7条第2項の規定により付した条件に違反したとき。
- (3) 前条に規定する基準を守らなかったとき。
- (4) 虚偽の申込みをしたとき。

(出店料)

第10条 出店料は、無料とする。

(使用設備等)

第11条 出店で使用する設備は、全て出店者が自ら用意するものとする。

2 出店者は、出店に伴う設備を設置する場合は、第2条に規定する実施場所の範囲内とし、周辺の安全に十分配慮するものとする。

(損害賠償)

第12条 出店者は、自らの故意又は過失により他に損害を与えたときは、その損害を賠償しなければならない。

附 則

この要綱は、令和3年8月1日から施行する。

この要綱は、令和7年7月1日から施行する。

別記

行田市内事業者応援事業運用基準

1 安全性の基準

(1) 設備の安全確保

出店者は、陳列又は展示した商品等が散乱することのないよう、適切な管理を行うこと。

(2) 通行人等の安全確保

出店者は、必ず指定された区域内に設置し、休憩スペースとしてテーブル、椅子の設置はしないこと。また、店に並ぶ客や利用者が事故のないよう配慮すること。

(3) 食品等の安全確保

食品等を取り扱う場合は、衛生管理には十分注意を払い、万一、食品衛生法に基づく規制に係る違反等が発生した場合は、全て出店者の負担と責任において対処すること。

(4) 火気等の安全確保

火気（自家用発電機を含む。）を使用する場合は、火災事故が発生しないよう十分留意するとともに、万一の火災発生に備え、消火器を必ず配備すること。なお、市役所本庁舎正面玄関の外側の部分に出店するときは、火気及び電気機器を使用することはできない。

2 運営上の基準

(1) 秩序の維持

出店者は、暴力団、暴力団員との関係を有していないこと。また、そのことについて、警察署に照会することを承諾すること。なお、出店決定後、名義貸し及び暴力団との関係が明らかになった等の場合は、出店を取り消すこととする。

(2) 周辺環境の保全

ア 出店者は、出店場所を汚損することがないように対策を講じ、万一、汚損したときは原状回復すること。

イ 出店者は、出店に伴い発生したゴミ等は全て持ち帰ること。

ウ 出店者は、騒音や景観など周辺環境には十分配慮すること。

(3) その他

出店者は、他人にその権利を譲渡し若しくは転貸し、又は金品をもって取引してはならない。